

事務連絡  
令和3年4月19日

各都道府県地方創生担当部局  
各都道府県市町村担当部局 御中  
各政令指定都市地方創生担当部局

「地方大学・地域産業創生交付金」における国費支援期間の取扱いについて

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金として、令和3年度当初予算においては72.5億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（22.5億円）及び地方創生推進交付金活用分（50億円）の合計）を計上しています。

本交付金による国費支援期間については、原則、計画期間（10年程度）の前半にあたる5年度間とし、計画期間の後半においては、地域の産官学の各主体等が資金や人材等の資源を拠出し合い計画を推進することとなっております。平成30年度の本交付金事業開始より今年度で4年度目を迎えるところですが、これまで本交付金に採択された地方公共団体においては、大学や企業等の連携を強める中で、例えば、大学における魅力ある研究拠点、人材育成コースづくりや、研究成果の社会実装、地域産業への波及に向けた取組が進められてきました。その中で、本交付金の投入による効果を地域や大学に永続させていくために各参画機関における自走化に向けた取組をしっかりと進めていきながら、国費も含めた追加的な資金投入によりこれまでの取組の加速が期待できる事例も出てきていると考えております。

こうした状況等を踏まえ、本交付金への当初申請においては、今後も国費支援期間について原則5年度間とする運用を継続することとする一方、国費支援期間の後半（事業開始から4年度目）に「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」による審査において、事業目標に対して着実な進捗が認められる事業のうち、更に国費を投入することにより、地域の特色ある大学づくりや研究開発成果の地域産業への展開に、当初の計画以上の加速・強化・拡大が期待できる取組等に限り、国費支援期間の4年度間までの延長を可能とすることとします。実施の枠組みについては下記をご確認ください。

## 記

### ○ 趣旨

本交付金事業では地域の中核的産業の振興に向け、産学官連携により、研究開発や人材育成に取り組む地方公共団体を重点支援し、「キラリと光る地方大学づくり」を進めているところ。これらの取組について、国費による支援を継続することによりこれまでの取組の当初の計画以上の加速・強化・拡大が期待できると判断できるものに限って特例的に国費支援期間の延長を可能とする。

### ○ 当該年度中に実施する審査への申請対象となる地方公共団体

本交付金に既に採択されている地方公共団体であり、事業開始から4年度目を迎えるもの。

### ○ 申請可能な延長期間

地方公共団体からの申請に基づき、原則として4年度以内（事業開始から9年度以内）とする。但し、延長開始から3年度（事業開始から8年度）以降の継続について延長開始から初年度（事業開始から6年度）の後半を目途に中間審査を行う。

### ○ 国費支援の上限（単年度当たり）

単年度あたり国費5億円程度（計画前半の事業費の7～8割程度）を上限の目安とする。

### ○ 今年度審査における採択件数

平成30年度採択全7件のうち2～3件程度を目安とする。但し、件数ありきではなく資金投入により加速ができる事項等について厳正に審査を行う。事業費は延長開始年度の予算額の範囲内で最終的に決定する。

### ○ 想定される審査の主な観点

- ・ 審査時まで、着実な事業進捗が認められること。
- ・ 審査時まで、人件費などの段階的な内製化等、自走に向けた取組が一定程度進んでいる等、参画機関の本気度のある資金面・人材面での関与が認められること。
- ・ 計画期間の後半に向けて、大学における研究機能の強化や関連する人材育成コースの魅力化に当初の計画以上の加速・強化・拡大が期せること。
- ・ 計画期間の後半に向けて、地域産業や社会実装への展開に当初の計画以上の加速・強化・拡大が期せること。

### ○ 審査の仕組み

事業開始から4年目の年度末を目途に「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」における面接評価等を実施し対象となる事業を決定する。

上記の審査に係るその他の詳細等については令和3年度の上半期中を目途に対象となる地方公共団体に通知するほか、内閣府のウェブサイト公表する予定。

<問い合わせ>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内

メール：[sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp](mailto:sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp)

電話：03-6257-3803

担当：吉元、坂本、川村、廣瀬、河本